

◇消防からのお知らせ◇

暴風雪や地吹雪中の車の走行にご注意ください

この時期、暴風雪や地吹雪により視界すべてが真っ白になる「ホワイトアウト」と呼ばれる状態が起こり、車が走行できなくなることがあります。昨冬は、オホーツク海側の地域でこのような状態となったために、9名の尊い命が奪われました。暴風雪や地吹雪が発生しているときは、車の運転を控えましょう。

また、運転中に万が一、このような状態に遭遇した場合は、次の行動をとりましょう。

- ①すぐに助けを呼びましょう。
- ②視界が悪いため、不用意に車から出ると後続車にはねられる危険があります。車から出る際には、充分気を配りましょう。
- ③救助までには長時間を要する場合があります。燃料切れやバッテリー上がりに注意しましょう。また、換気に注意しながらエンジンを時々つけて車内を暖めましょう。
- ④マフラーが雪に埋まると、車内に排気ガスが逆流し非常に危険です。マフラー付近を定期的に除雪し、窓から換気を行いましょう。

マフラーが埋まった状態では絶対にエンジンを掛けないでください。



◇ガスボンベ・灯油タンクの漏えい事故にご注意ください◇

積雪や屋根からの落雪等によりガスボンベや灯油タンクの本体・配管が損傷し、内容物が漏れる危険性があります。漏れた場合、爆発・火災・土壤汚染等の大きな事故につながるため、こまめな除雪や定期点検を行い、適切な管理をしましょう。

※除雪時は屋根からの落雪等に充分注意してください。



◎問い合わせ先 消防署小平支署 (☎56-2221)、鬼鹿支署 (☎57-1253)

火事と救急救助は119番

◇重度心身障がい者・ひとり親等・乳幼児等医療費助成のお知らせ◇

小平町では北海道の補助を受け、心身に重い障がいがある方(重度心身障がい者)、母子や父子家庭の方(ひとり親家庭等)、小学生までのお子さんの医療費の一部を助成しています。

また、町独自に中学生までのお子さんの医療費の一部についても助成しています。条件は次のとおりです。

～共通条件～

- ①生活保護法による保護を受けていないこと。
- ②受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。



～重度心身障がい者医療費の助成～

- ①身体に障がいがある方で、1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方。ただし、3級は主に内臓に係る障がいに限ります。
- ②知的障がいがある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定・診断された方。
- ③精神障がいがある方で、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

～ひとり親家庭等医療費の助成～

- ・ひとり親家庭等に属している母または父及び子【18歳に達した日の属する年度の末日までの方。ただし、在学等で扶養されている場合(※)は20歳までの方】※…申請時に在学証明書等が必要です。

～乳幼児等医療費の助成～

- ①0歳児から6歳児までの入通院及び小学生の入院。
- ②小学生の通院及び中学生の入通院(町独自助成)



◆申請方法◆

医療助成を受けるには、事前に「受給者証」の交付を受けることが必要です。次の①～③のものを持参の上、保健福祉課福祉係または各支所で申請してください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ①印鑑、②健康保険証(乳幼児についてはお子さんの保険証)、
- ③重度に関しては身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線273)